

(賃貸型応急住宅)

応急仮設住宅の供与期間満了に伴う延長手続きについて

◇ 現在お住まいの応急仮設住宅の供与期間は、原則2年となっておりますが、住まいの再建を進めるに当たり、「やむを得ない理由(延長要件)」があり、供与期間内に退去できない場合に限り、引き続き1年を超えない範囲での入居が可能となりました。

◇ 令和8年3月下旬以降、供与期間の満了が近い世帯から順次、「申出書」の提出依頼をお届けしますので、提出期限までに必ずお手続きください。

1. やむを得ない理由(延長要件)

住まいの 再建方法	やむを得ない理由(延長要件)
自宅再建	自宅再建を決めているが、業者の確保が困難で契約に至っておらず、まだ工事に着手できないため
	自宅再建を決めており、業者と契約済みだが、工期が長期に及ぶ見込みであるため
	自宅再建を決めているが、公共事業等(土地区画整理、地盤改良、液状化対策、その他法律に基づく諸手続き等)の関係で再建を進められないため
	自宅再建を決めているが、希望する宅地や物件が見つからないため
民間賃貸 住宅	被災元市町(能登地域に限る※)の民間賃貸住宅等へ入居したいが、物件が見つからないため
	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等で、公営住宅に入居する場合の収入基準に該当し、現在の物件より家賃の安い物件を探しているが見つからないため
公営住宅	復興(災害)公営住宅に入居したいが、供与期間内で建設されていないため
	既存の公営住宅に入居したいが、供与期間内で改修中あるいは空きがないため
その他	避難指示、集団移転の方針が決まっていないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	その他、やむを得ない事情のため、仮設住宅の供与期間内に退去できない

※能登地域: 宝達志水町以北の9市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町)

2. スケジュール

令和8年3月下旬以降、供与期間の満了が近い世帯から順次、「申出書」の提出依頼をお届けしています。提出期限までに必ずお手続きください。

※延長希望の有無に関わらず、全世帯の提出が必須です

<手続の流れ>

市⇒入居者 ① 申出書様式送付	入居者⇒市 ② 申出書を提出 (郵送または持参)	市・県の審査 ③ 延長可否 通知書送付	市長・貸主・ 入居者で 再契約手続き
--------------------	--------------------------------	---------------------------	--------------------------

<供与期間満了月ごとの申出書の提出期限の目安>

供与期間満了月	① 申出書様式送付時期	② 申出書提出期限	③ 延長可否通知書送付時期
令和8年9～12月	令和8年3月下旬	令和8年4月下旬	令和8年5月以降
令和9年1、2月	令和8年5月上旬	令和8年6月下旬	令和8年7月以降
令和9年3月以降	令和8年7月以降	令和8年8月以降	令和8年9月以降

※あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

<賃貸型応急住宅の再契約手続き>

延長可否通知書は、市・県の審査を経て市から入居者へ送付します。

市長、貸主及び入居者で「石川県賃貸型応急住宅賃貸借契約」の再契約手続きを行います。

【提出先・お問い合わせ先】

各市町応急仮設住宅担当課

【仮設住宅の入居期間延長に関する相談窓口】

石川県生活再建支援課 (TEL 076-225-1942)

石川県庁行政庁舎 1 2 階

月～金 9:00～17:00 ※土、日、祝除く